

令和２年度 第６回定例農業委員会総会議事録

１．招集の別 農業委員会等に関する法律27条第１項による

２．日 時 令和２年９月10日 午後１時30分

３．場 所 生涯学習センターホール

４．議 題 議案第20号 農地法第３条許可申請書審議について

議案第21号 農地法第４条許可申請書審議について

議案第22号 農地法第５条許可申請書審議について

議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定について

(諮問)

５．そ の 他

６．出席委員

農業委員

１番 山内 亮一

２番 長野 和代

３番 中村 幸信

４番 松本 茂

５番 平井 豪

６番 奥名 政成

７番 清住 昇

９番 福永 浩紀

10番 岡本 篤幸

11番 五嶋 靖

12番 中村 峯子

13番 島津 和徳

14番 本田 廣正

農地利用最適化推進委員

西村 孝生

井上 良治

河嶋 隆雄

本田 忠文

志垣 保博

伊佐 浩二

坂本 秀孝

坂本 導成

緒方 寛二

上村 敦之

７．欠席委員

農業委員

８番 佐藤 礼治

農地利用最適化推進委員

田上 安幸

８．議事録署名人

７番 清住 昇

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎 今村 優香

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。今回の定例会も前回同様、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、生涯学習センターホールでの開催となります。

それでは、定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和2年度第6回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 まずは、会長に御挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。お疲れです。

先般は台風10号の動向が非常に気になっていたわけであります。この台風の勢力は920ヘクトパスカルという猛烈な台風ということもあって、そのまま上陸するんじゃないかと大変危惧していました。気象庁や国土交通省も何回となく記者会見をしながら注意を促しておりました。その関係で、皆さん方も台風対策を十二分に取りられたのではないかと思います。窓ガラスへテープを貼る等の作業をされたのではないかと思います。結果的には、九州に近づいたところから勢力が若干弱まりました、なおかつ東シナ海寄りを通ったために、今回の台風による被害はほとんどなかったのではないかと考えております。

また、9月末から10月上旬にかけてお米の収穫時期に入ります。この間の台風上陸は好ましくありませんので、来ないことを祈念しているところでもあります。

今回は3条、4条、5条、それから基盤強化関係がありますので、皆さん方の忌憚のない意見をお願いしながら、簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、7番委員の清住昇委員と、9番委員の福永委員に議事録の署名をお願い

します。

4. 議 題

事務局長 それでは議事に入りたいと思います。議事の進行については、会議規則第4条の規定に基づき、会長にお願いいたします。

会 長 それでは、議案審議に入ります。
議案第20号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題とします。
事務局長から説明をお願いします。

事務局長 議案第20号、農地法第3条許可申請書審議について。
農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和2年9月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
以上です。

会 長 それでは、番号1番について審議したいと思います。
7番委員の清住委員から説明をお願いします。

○7番 それでは、番号1番について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
以上です。

会 長 次に、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、7番の清住委員から、所有権移転（有償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○7番 7番委員の清住です。
それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明します。
①については、取得する土地に小作契約はありません。
②については、トラクター等を所有しており、申請地には米の栽培を計画され、効率的に利用されることに問題ないと思われます。
③については、該当しません。
④については、本人の従事日数は200日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。
⑤については、取得後の耕作面積が8,811平米で下限面積をクリアします。
⑥については、該当しません。
⑦については、問題ないと思われます。
以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っておりますので、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

- 6 番 先月の 8 月 27 日に、会長、平井委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。
- 申請されている農地は、大字吉田字吉田第一にある農地、田の 1 筆です。今回の申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。
- 会 長 ただいま 6 番委員の奥名委員から現地調査の報告、また、7 番委員の清住委員から農地法第 3 条第 2 項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。
- これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
- 意見はないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。番号 1 については、原案どおり許可することに決定いたします。
- 続きまして、番号 2 番について審議したいと思います。
- 3 番委員の中村委員から説明をお願いします。
- 3 番 番号 2 番について説明いたします。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 以上です。
- 会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
- 事務局 申請土地の位置の説明。
- 会 長 続きまして、3 番委員の中村委員から、農地の所有権移転(無償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。
- 3 番 申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。
- ①については、取得する土地に小作契約はありません。
- ②については、トラクター、コンバイン等を所有しており、大豆、イタリアン、栗等の栽培を計画されており、効率的に利用することに問題ないと思われます。
- ③については、該当しません。
- ④については、本人の従事日数は 300 日程度であり、今後、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。
- ⑤については、取得後の耕作面積が 1 万 7,961 平米で下限面積をクリアします。
- ⑥については、該当しません。
- ⑦については、問題がないと思われます。
- 以上、説明を終わります。
- 会 長 現地調査を行ってありますので、5 番委員の平井委員から説明をお願いします。
- 5 番 先月の 8 月 27 日に、会長、奥名委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字南三箇字豊原にある畑8筆と田1筆、大字田口字西原にある畑1筆です。今回の申請地には、大豆、イタリアン、栗等の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま5番委員の平井委員から現地調査の報告、また、3番委員の中村委員から農地法第3条第2項各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

どうぞ。

○4番 4番の松本です。

田は管理されていますが、畑は結構荒れているみたいです。すぐ畑として利用できるのですか。

会 長 事務局、説明できますか。

事務局長 松本委員の御質問ですけれども、確かに畑のほうは、申請者の方が県外におられたため手入が行き届いてなくて、現状のとおりです。

今、指摘がありましたように、管理ができていません。

今後は、譲受人の方に所有権を移動されますので、譲受人の方に一度お会いして話をしましたら、すぐはできないけど、少しずつでも管理していかないと、集落に住んでおられますので、隣接地の皆さんに迷惑をかけるといけないということで、今後、手入れをしながら作物を受けていくというお話をされていました。

以上です。

会 長 よろしいですか、松本委員。

○4番 はい、分かりました。

会 長 ほかに何か御意見ありませんか。

意見もないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2については、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。この案件の相手方(譲受人)は農業委員の中村委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(中村委員退出)

それでは、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 番号3について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、1 番委員の山内委員から、農地の所有権移転（無償）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○ 1 番 それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、コンバイン等を所有しており、大豆の栽培を計画されており、効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は240日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が1 万4,700平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行ってありますので、6 番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○ 6 番 先月の8 月27日に、会長、平井委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字南三箇字豊原にある田の1 筆です。

今回の申請地には、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま6 番委員の奥名委員から現地調査の報告、また1 番委員の山内委員から農地法第3 条第2 項各号のいずれにも該当しないとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か意見ございませんか。

それでは、意見もないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3 番については、原案どおり許可することに決定いたします。

中村委員の入室を認めます。

(中村委員入室)

続きまして、議案第21号、農地法第4 条許可申請書審議についてを議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

- 事務局長 それでは、議案第21号、農地法第4条許可申請書審議について。
農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見
の決定を求めるものでございます。
令和2年9月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
以上です。
- 会 長 それでは、議案第21号、農地法第4条許可申請書審議調書の番号1についてを審
議したいと思います。
14番委員の本田委員から説明をお願いします。
- 14番 それでは、番号1について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み
上げ)
以上です。
- 会 長
事務局 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
申請位置の説明。
- 会 長 続きまして、転用申請に係る可否に判定について、14番委員の本田委員か
ら説明をお願いします。
- 14番 それでは、転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、
問題ないか説明します。
それでは、お手元のラミネート資料、転用申請に係る可否の判断を御覧ください。
①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、
中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い
土地であるために、良好な営農条件を備えているとは言えません。このため、農地
法第4条第6項の第1号の規定イ及びロには該当しません。
②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。
③については、申請の用に供することが確実に認められるために、事業の実現性
については問題ないと思われます。
④については、造成計画はなく申請地を整地するだけの整備なので、隣接する農
地に支障を及ぼすおそれはありません。
⑤については、効率的かつ安定的な農地集積に支障はありません。
⑥については、今回の申請地は仮設工作物ではないので該当しません。
以上、説明を終わります。
- 会 長 現地調査を行っていますので、5番委員の平井委員から説明をお願いします。
- 5番 先月の8月27日に、会長、奥名委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。
申請地は、大字田口字前田にある農地1筆で、農地の状況としては、中山間地等
に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当

するため、第二種農地に該当します。

また、今回の転用申請では造成計画はなく、申請地を押しならしする程度の整備であるため、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれがないことを報告します。

会 長 ただいま5番委員の平井委員から現地調査の報告、また、14番委員の本田委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か発言はありませんか。

それでは、発言がないようでございますので、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、農業委員会としては許可相当の意見を付して県へ送付いたします。

続きまして、議案第22号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案第22号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年9月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、議案第22号、農地法第5条許可申請書審議調査の番号1についてを議題といたします。

11番委員の後藤委員から説明をお願いします。

○11番 それでは、番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請位置の説明。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、11番委員の後藤委員から説明をお願いします。

○11番 それでは、転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネート資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に該当するため、第一種農地に当たります。第一種農地の転用は原則できませんが、例外規定にある、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、例外的に許可することが可能と思われます。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画、残高証明、住宅ローン仮審査書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、造成計画はなく、申請地を整地するだけの整備のため、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、効率的かつ安定的な農地集積に支障はありません。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っていますので、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○6番 先月の8月27日に、会長、平井委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字上早川字上大谷にある農地1筆で、農地の状況としてはおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に該当するため第一種農地に当たります。第一種農地の転用は原則できませんが、例外規定に該当するため許可することが可能と思われます。

また、今回の転用申請では造成計画はなく、申請地を押しならし、砂利を敷く程度の整備であるため、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用により周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま6番委員の奥名委員から現地調査の報告、また、11番委員の後藤委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

それでは、意見がないようでございます。採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当農業委員会としては許可相当の意見を付して県へ送付いたします。

続きまして、番号2について審議したいと思いますが、番号2の譲渡人は私です。

農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、私は審議が終わるまで退席したいと思います。

議事の進行につきましては、清住職務代理者をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

(岡本会長退出)

職務代理者 職務代理者の清住です。会長に代わりまして議事の進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○6番 それでは、番号2について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

職務代理者 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

職務代理者 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、6番の奥名委員から説明をお願いします。

○6番 それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうかを説明します。

それでは、お手元のラミネート資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に該当するため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、例外規定にある住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため、例外的に許可することが可能と思われます。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③についても、資金計画に伴う資力の証明（用地補償概算額通知書）も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、造成計画はありますが軽微な造成のため、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、効率的かつ安定的な農地集積に支障はありません。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

職務代理者 現地調査を行っていますので、5番委員の平井委員から説明をお願いいたします。

○5番 先月の8月27日に、会長、奥名委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字白旗字元白旗第二にある農地で、農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地に該当するため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、例外規定に該当するため、許可することが可能と思われます。

また、今回の転用申請では造成計画がありますが、軽微な造成のため、周辺する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

職務代理者 ただいま5番委員の平井委員から現地調査の報告、また、6番委員委員の奥名委員から転用申請に係る可否の判定である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。何か発言ございませんか。

ないようですので、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号2については、当農業委員会としては許可相当の意見を付して県に送付します。

岡本会長の入室を認めます。

(岡本会長入室)

会 長 続きまして、議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和2年9月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページをお願いいたします。

甲農第1038号、令和2年8月25日。

甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和２年度第６回でございます。まずは、農地利用集積計画の総括表で御説明いたします。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定はございません。賃借権の新規としましては、５年の畑が２筆の２,０３８平米、１０年の田が３筆の５９３平米だけですので、賃借権の新規の計、小計とも、田が３筆の５９３平米、畑が２筆の２,０３８平米となります。

また、使用貸借権については、再設定、新規ともございません。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が３筆の５９３平米、畑が２筆の２,０３８平米となります。

その他、所有権移転としまして、田が４筆の２,００１平米となります。

委員の皆様には御審議していただきますのは、新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会 長 それでは、議案第２３号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議します。

番号１から番号３までは相手方が同一なので一緒に審議したいと思いますが、この案件の相手方（譲受人）は農事組合法人津志田で、農業委員の山内委員がその法人の役員をされています。農業委員会等に関する法律第３１条、甲佐町農業委員会会議規則第１１条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

（山内委員退出）

それでは、事務局から、番号１から番号３までについての説明をお願いします。

事務局 （申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方（譲受人）の経営状況について説明します。

番号１から番号３までの相手方（譲受人）は、認定農業者で志津田集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されています。今回の申請地には、米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号１から番号３までについて説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見はありませんか。

それでは、質問もないようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は

挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1番から番号3までについては、原案どおり承認をいたします。

山内委員の入室を認めます。

(山内委員入室)

続きまして、番号4、番号5についても、相手方(譲受人)が同一なので一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号4、番号5について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、相手方(譲受人)の経營業況について説明いたします。

番号4、番号5の相手方(譲受人)である株式会社つかさ農園は、御船町の認定農業者で、豊秋集落の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、キャベツ、ジャガイモを栽培されています。今回の申請地には、キャベツ、ジャガイモの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号4、番号5について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

中村委員、どうぞ。

○3番

この中村さんのとこと本田さんところが畑になっていますが、これは、田ではないのですか。

事務局

畑です。

○3番

畑も中間管理機構を使って貸借ができるのですか。

事務局

はい、できますよ。

○3番

ああ、畑もできるんですね。

事務局

はい、畑の事例はいっぱいありますよ。

○3番

ああ、そういうふうになつとるの。

事務局

はい、農地については、中間管理機構を使つての貸借ができます。

○3番

分かりました。すみません。

会 長

ほかに何か御意見はありませんか。

それでは、ほかに質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号4、番号5については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6について審議したいと思います。この案件の相手方(所有権を受ける者)は農業委員の奥名委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(奥名委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号6について説明したいと思います。この案件につきましては、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買になります。現在所有権を有する農家の方から熊本県農業公社が農地を買い上げていますので、農地を購入したい相手方へ売り渡す案件となります。

それでは、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

事務局

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、所有権を受ける者について説明。

(所有権を移転する者の状況・所有権を受ける者の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

次に、所有権を受ける者の経営状況について説明いたします。

所有権を受ける者は認定農業者で、糸田集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆、花卉の栽培をされています。

今回の申請地には、米、麦、大豆の栽培を計画されており、農地取得後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号6について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

それでは、質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号6については原案のとおり承認いたします。

奥名委員の入室を認めます。

(奥名委員入室)

本日予定をいたしました議案第21号から23号までは全て終了いたしました。

事務局 それでは、これもちまして第6回定例農業委員会総会を閉会いたします。どう
もお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

7 番

9 番